

ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(定義) 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)・(2) (略) (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級の障害を有するもの (4)・(5) (略) 2～4 (略) 5 <u>この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条の規定により公費負担がされた医療費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るもの(以下「精神通院医療費」という。)に限る。)の自己負担分(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合を含む。)</u>をいう。 (対象者) 第3条 この条例による一部負担金の支給の対象となる者(以下「対象者」	(定義) 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)・(2) (略) (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級の障害を有するもの (4)・(5) (略) 2～4 (略) (対象者) 第3条 この条例による一部負担金の支給の対象となる者(以下「対象者」

という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)又は被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者(次に掲げる者を除く。)

ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者

イ～コ (略)

(2)～(13) (略)

2 (略)

(支給対象経費)

第4条 市長は、対象者に係る医療費の一部負担金(次に掲げるものを除く。以下「重度障害者医療費」という。)を支給対象経費として支給するものとする。ただし、対象者又は対象者を現に監護する者の責めに帰すべき事由により対象者が負担すべき額があるときは、その額につき支給の対象としない。

(1) 第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者のうち1級の障害を有するものが医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金

という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)又は被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者(次に掲げる者を除く。)

ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者

イ～コ (略)

(2)～(13) (略)

2 (略)

(支給対象経費)

第4条 市長は、対象者に係る医療費の一部負担金(第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。以下「重度障害者医療費」という。)を支給対象経費として支給するものとする。ただし、対象者又は対象者を現に監護する者の責めに帰すべき事由により対象者が負担すべき額があるときは、その額につき支給の対象としない。

<u>(2) 第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者のうち2級の障害を有するものに係る精神通院医療費以外の一部負担金</u>	
2・3 (略)	2・3 (略)